

終活・生前対策の

無料相談窓口を開設しました

いよいよ超超高齢社会に突入し、長生きにともなうリスクやトラブル対策が必要な時代になっ てきました。

当社にも、終活・生前対策(相続・遺言・家族信託)などについて、さまざまなお問い合わせが 寄せられています。

そんな皆様のお声に応えるため、相続専門の司法書士と連携し、相談窓口(無料)を開設いた しました。些細なことでも結構です。どうぞ、お気軽にご相談をお寄せください。

このようなご不安やお悩みは、先延ばしせず、お気軽にご相談ください!

保険について

- ●死亡時に証券が見つからない。
- ●親が入っている保険を子どもが知らない。
- ※上記の場合保険金請求ができなくなる 可能性があります!

財産の名義変更について

- ●高齢のため自分では手続きが難しい。
- ●働いており昼間に手続きする時間がない。
- ●預貯金、株式、会員権の名義変更方法が 分からない。

遺言について

- ●遺産が少しでも遺言を書いた方がいい?
- ●やっぱり公正証書遺言にするべき?
- ●遺言書はあるが、具体的な手続きが 分からない。

遺産分割について

- ●財産が土地しかなく、売却して遺産分割を 済ませたい。
- ●他の相続人の所在が分からず、話し合いが 進まない

続税申告について※

- ●相続税がどの程度かかるか知りたい。
- ●相続税申告に必要な手続きを知りたい。
- ●税務署から書類が送られてきた。 税務調査が心配。

※税務相談については税理士が同席いたします。

相続対策について

- ●相続税がかかる場合・かからない場合とは?
- ●今からできる相続対策をしておきたい。
- ●暦年贈与のポイントと落とし穴。



あんしん終活

090-8873-7825

〒943-0834

新潟県上越市西城町2-10-25

担当:相続診断士 渡辺義彦(わたなべ よしひこ)

ご相談場所について

- ①弊社事務所
- ②ご自宅へのご訪問
- ③その他



相続・生前対策のポイントを専門家が解説!

こんな状況が当てはまったら、無料相談をご利用ください! あんしん終活 終活カウンセラー 渡辺義彦

"家族信託"を活用!認知症による財産凍結の予防

奥様は数年前から認知症を発症し、在宅介護をしています。 長男、長女ともに独立して家を出ているため、訪問介護など を利用しています。

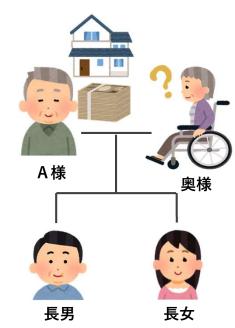
このところ、A様も体調がすぐれないとのこと。

今の状況でA様が認知症になると、財産凍結が起こり、奥様 やご自身の生活に深刻な影響がでる恐れがありました。

今回のケースでは、A様とご長男の間で家族信託契約を結び ました。

家族信託とは、目的に沿った財産の管理を、ご家庭などに "信じて託す"ことができる制度です。

もしA様が認知症になってしまっても、息子さんが代わりに A様の預金を管理できます。また、ご長男が、ご自宅の売却 などを行い、A様ご夫婦の介護・生活資金を確保することが できます。



遺言がないと大変なことに!お子様のいないご夫婦の相続対策

B様ご夫婦はお子様がおらず、お二人 暮らしです。また、ご主人、奥様それ ぞれに兄弟姉妹がいます。

奥様の家系は地主であり、土地と自宅 はご夫婦での共有名義になっていると のこと。



もし、この状況で相続が発生すると、残された方+亡くなった方の兄弟姉妹が法定相続人 になます。その結果、遺産分割が複雑になり、場合によっては不動産を売却しなければい けない、といった状況になる恐れがあります。

このようなケースでは、B様ご夫婦の間で、相互に遺言(公正証書遺言)を作成してお く必要があります。

こうすることで、兄弟姉妹との遺産分割協議が必要なくなり、手続きに伴う手間や精神 的な負担を軽減することができます。

兄弟姉妹にも相続の権利(遺留分額請求)は残りますので、金銭の支払いなどで対応す る必要はあります。ですが、分割の難しい不動産についてのトラブル(売却して金銭で 支払わなくてはならないなど)は防ぐことができます。

対 策

状

況

状 況

対 策